

袋井市空き店舗対策事業補助金



中心市街地等の空き店舗に出店される方に、
店舗改装費や家賃の一部を補助します！

改装工事などを開始する前に、必ずご相談ください！

空き店舗とは？

中心市街地等（裏面地図参照）にあり、お店や事務所として使用されていた施設で、1ヶ月以上利用されていないものをいいます。

補助金の申請ができる方

①または②に該当し、なおかつ③～⑤に該当する方

- ①中心市街地にある空き店舗で、営業すること。（業種不問）
- ②都市計画法に定める商業地域及び近隣商業地域に指定された区域（裏面参照）にある空き店舗で、小売業、サービス業、飲食業を営業すること。
- ③開店してから24ヶ月以上継続して営業すること。
- ④空き店舗所有者と同じ世帯の方または同一生計の方でないこと。
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

詳しくは、袋井市産業未来課産業政策係までお問い合わせください。

補助対象経費・補助金額

補助対象経費の3分の1を補助します。ただし、補助限度額を上限とします。
補助対象経費、補助限度額は下表のとおりです。

	補助対象経費	補助限度額
店舗内外の改装費	店舗の改装を行う年度のみ、1回限り申請できます。	20万円
店舗の家賃	12ヶ月分を申請できます。ただし、月額75,000円を上限とし、敷金・礼金などは対象外です。	30万円

<計算例>

改装費240万円、家賃月10万円で、12月に店舗の賃借・改装工事を開始する場合

改装費 240万円×1/3=80万円 > 補助限度額 20万円 → 補助金額 20万円

家賃

家賃 10万円 > 限度額 75,000円 → 75,000円×1/3=25,000円（1ヶ月相当額）

【12月～翌年3月（4ヶ月）分】25,000円×4ヶ月=補助金額 10万円

【翌年4月～11月（8ヶ月）分】25,000円×8ヶ月=補助金額 20万円

当年度補助金額 20万円+10万円=30万円 翌年度補助金額 20万円

※翌年4月以降の家賃補助は、改めて申請が必要です。

申請に必要な書類 ※様式などはHPからダウンロードまたは担当課まで

- ①申請書 ②事業計画書 ③事業収支予算書 ④賃貸借契約書の写し（押印前）
- ⑤店舗の位置図・平面図 ⑥空き店舗期間の証明書 ⑦改装費見積書 ⑧店舗の改装前写真
- ⑨その他市長が必要と認めるもの

ホームページ <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/syougyou/1/syougyou02/11066.html>



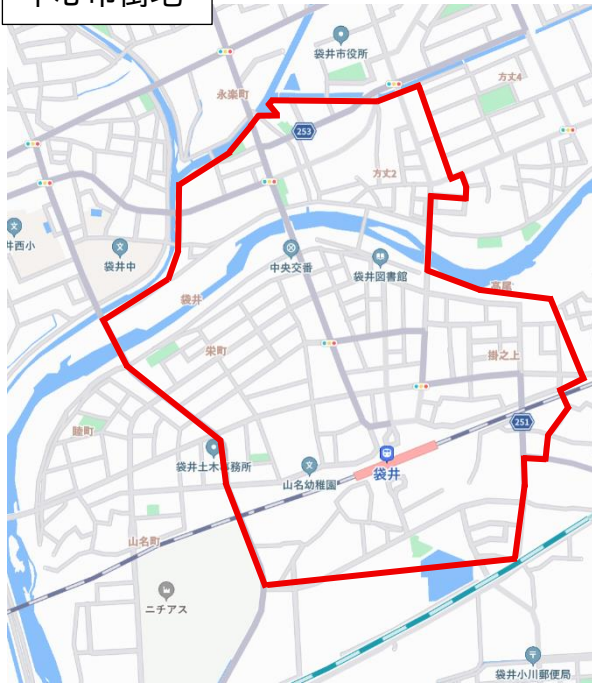
中心市街地等とは？

下記地図の赤枠内が対象区域です。

都市計画法に定める商業地域・近隣商業地域については、市ホームページで確認できます。

検索「袋井市 都市計画図」 <https://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/soshiki/17/1/toshikeikaku/1422535465667.html>

中心市街地



都市計画法に定める商業地域・近隣商業地域(中心市街地を除く)

袋井春野線周辺・新屋



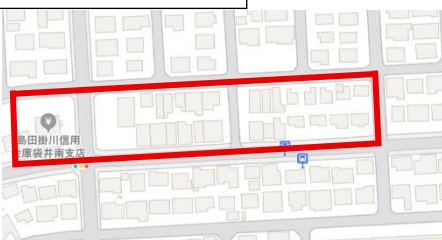
愛野駅周辺



川井東



清水町・小川町



南町



上山梨



(C)Mapbox (C)OpenStreetMap (C)LY Corporation

問い合わせ先

袋井市 産業経済部 産業未来課 産業政策係

住所：袋井市新屋 1-1-1 電話番号：0538-44-3136

E-mail：sangyou@city.fukuroi.shizuoka.jp